

募 集 要 領

(北宇都宮駐屯地における売店等の設置及び経営)

防衛省共済組合北宇都宮支部

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、食堂・売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の名称及び所在地

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地（所在地：栃木県宇都宮市上横田町1 3 6 0）

4 募集条件

- (1) 業務期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、必要に応じ5年を越えない期間で更新することができる。
- (2) 募集業種及び店舗数
ア 物品販売（コンビニエンスストア） 1店舗
イ クリーニング取次店 1店舗
- (3) その他
細部は付録第2「仕様書（その1）」及び「仕様書（その2）」のとおり。

5 公募説明会（現場説明を含む）

(1) 日 時

令和8年8月15日（土）～令和8年9月13日（日）までの間で随時（土日祝日他休養日を除く。）

(2) 場 所

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地（厚生センター会議室）

(3) 注意事項

ア 営業を希望する事業者等は説明会に参加してください。

イ 説明会参加者は、平日午前9時から午後4時の間（午後1時から2時を除く。）に8項の問い合わせ先に希望日、応募業種、参加人数、到着予定時間を連絡してください。

ウ 駐屯地へ入門の際は、駐屯地の警衛隊員又は案内係の指示に従ってください。なお、入門の際は公的機関が発行した写真付き身分証明書が必要です。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（売店等（コンビニエンスストア））（別紙第2 - 1）

次の事項（会社概要）について、必ずすべて記載すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 営業日及び営業時間

c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等）

d 店舗レイアウト図（別紙第4）（平面図）

e 店舗イメージ図（別紙第5）

外観、内部及びイートインコーナー等の提案を含む。

f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無

g 対応するサービスの種類（ATM、コピー、FAX、公共料金支払、郵便ポスト設置等）

h 商品の供給体制

i 災害発生時の会社及び出店店舗の対応

j 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

k 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

l 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したかを記載）

m クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

n 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等）

- o 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
 - 1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等を記載したもの。
なお、2 年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。
- p その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書（売店等（コンビニエンスストアを除く。））（別紙第 2 - 2）
 - 次の事項（会社概要）について、必ずすべて記載すること。
 - a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
 - b 営業日及び営業時間
 - c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等）
 - d 店舗レイアウト図（別紙第 4）（平面図）
 - e 店舗イメージ図（別紙第 5）
 - 外観、内部及びイートインコーナー等の提案を含む。
 - f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - k 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点等）
 - l 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
 - 1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等を記載したもの。
なお、2 年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。
 - m その他のアピールポイント
- (エ) 企画提案書付属書類 1 部
 - 業者パンフレット、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品等の内容がわかるような資料等（日本産業規格 A 4）
- (オ) その他関係書類 各 1 部
 - 公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。
 - a 業務確約書（別紙第 7）
 - b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後 3 ヶ月以内のもの
 - c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。
これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

d 財務諸表

(a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告
決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、
株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告
書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(a) 個人

その3の2

(b) 法人

その3の3

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 印鑑証明書

発行後3ヶ月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i 誓約書（別紙様式第6）

j 役員名簿（別紙様式第7）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360

防衛省共済組合北宇都宮支部（担当：長谷川・保坂）

電話 028-658-2151（内線250）

e-mail adm-su-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp

ウ 提出期限

令和8年9月25日（金）1600まで。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、原則として、令和8年10月2日（金）までに業者を決定し、決定した業者にのみ連絡する。
- (2) 必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。
- (3) 審査結果については、異議の申し立てはできないものとする。

8 業者決定後の提出書類

売店等の設置及び経営業者として決定されたものは、第1号から第3号までのとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 経営受託申請書
 - イ 委託契約書（案）
 - ウ 協定書（案）
- (2) 提出先
防衛省共済組合北宇都宮支部 長谷川・保坂
- (3) 提出期限
令和8年10月30日（金）1600まで

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合
北宇都宮支部長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

（申請を行う業種を選択）

業 種
・売店（コンビニ） ・クリーニング取次

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書（売店等（コンビニエンスストア））

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ	営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業：有・無 営業時間：
ウ	精算用法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等）
エ	店舗レイアウト図（別紙第4） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第5） （外観、内部及びイートインコーナー等の提案を含む。）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	対応するサービスの種類 （ATM、コピー、FAX、公共料金支払、郵便ポスト設置等）
ク	商品の供給体制
ケ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
コ	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
サ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
シ	衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
ス	クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
セ	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針 （職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等）
ソ	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等。なお、2年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。）
タ	その他のアピールポイント

企画提案書（売店等（コンビニエンスストアを除く。））

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

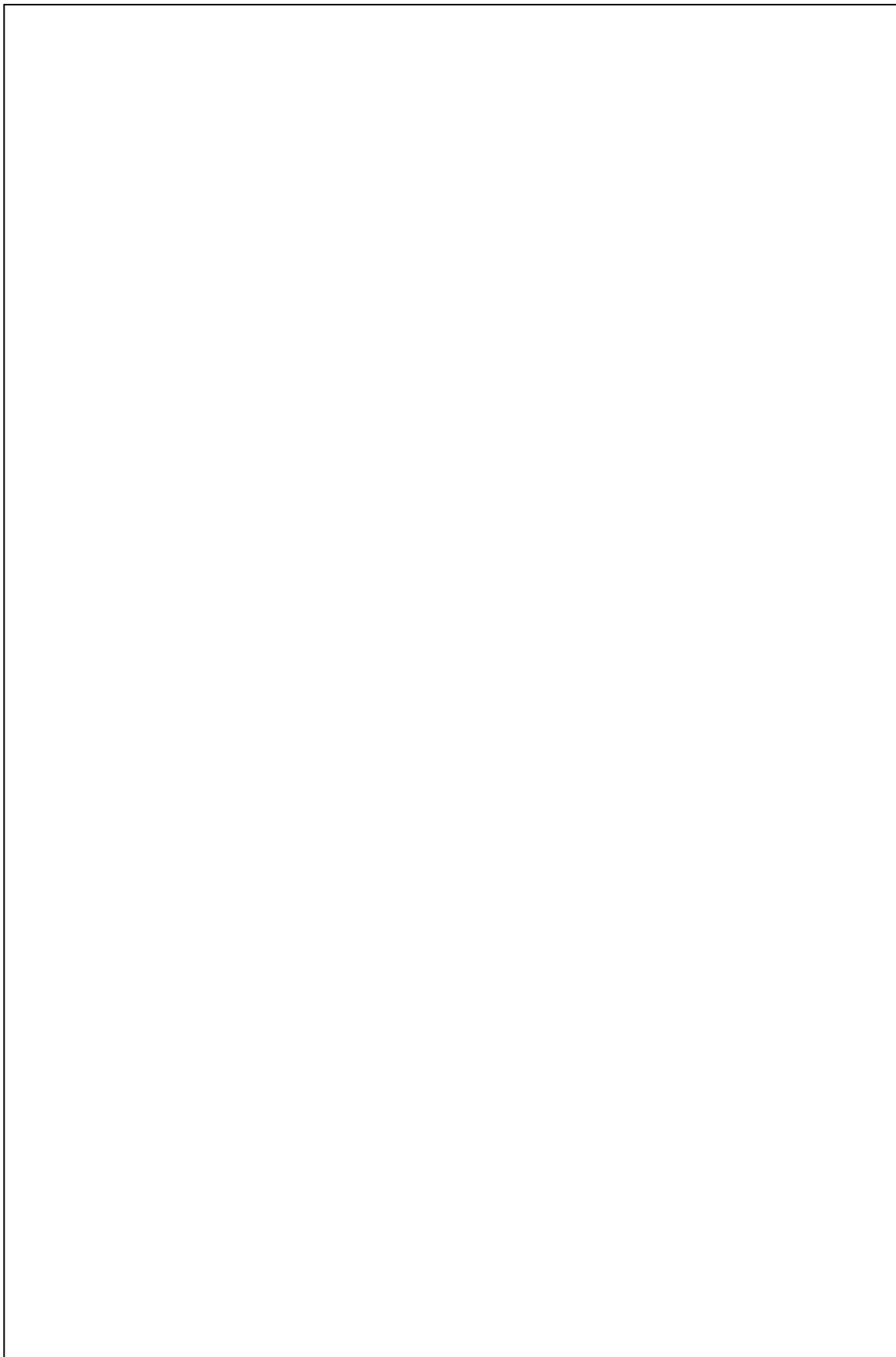
ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
イ	営業日及び営業時間 a 平 日 営業時間： b 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間：
ウ	精算用法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場所の種類）
エ	店舗レイアウト図（別紙第 4） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第 5） （外観、内装等食堂イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法及び過去 3 年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
サ	クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針 （職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等）
ス	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等。なお、2 年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。）
セ	その他のアピールポイント
ソ	販売予定商品と同等の商品の写真（別紙第 6）

主な販売予定商品・販売価格表（売店等）

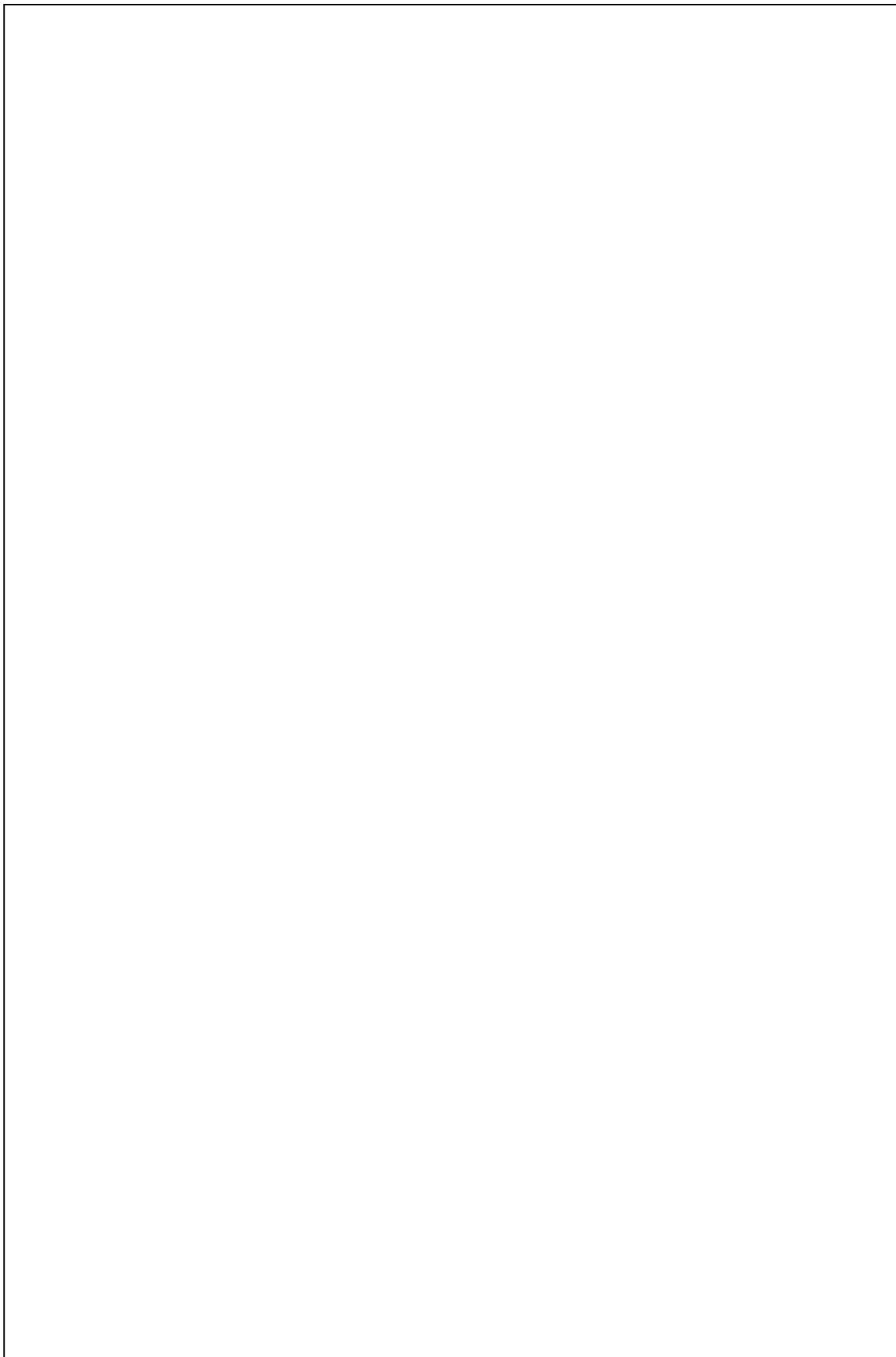
メーカー名	商品名	規格等	販売価格 (円)	市場価格 (円)

注：価格は税込みとする。

店舗レイアウト図



店舗イメージ図



販売予定商品と同等の商品の写真（4 枚× 4 枚＝ 1 6 枚以内）

商品名販売価格円カロリーKcal				商品名販売価格円カロリーKcal			
商品名販売価格円カロリーKcal				商品名販売価格円カロリーKcal			

注：並び順は、別紙第 3 に合わせること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合
北宇都宮支部長 殿

「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
 商号又は名称
 代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貴組合との契約に基づき使用する国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国又は防衛省共済組合北宇都宮支部が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方としての不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第1の3により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省共済組合北宇都宮支部長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表取締役

年 月 日

役 員 名 簿				
商号又は氏名				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所